

商工会議所活用術

The Chamber of Commerce and Industry Utilization



金融・会計相談課
岡本 直也



貯蓄と節税のベストバランス！

「小規模企業共済を活用し、
将来の生活にも安心を！」

今回は「小規模企業共済」について紹介いたします。この制度は、小規模企業の個人事業主や法人企業の役員の方が、「廃業」や「退職後」に備え、生活資金や事業再建資金を準備するための国の共済制度です。月々の掛金は1千円〜7万円の範囲で、500円単位で自由に選択できるため、無理なく積み立てられます。

〈制度の特徴〉

①掛金は全額所得控除

掛金は、全額を「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できるので、節税面で大きなメリットがあります。

②柔軟な掛金の増額・減額変更

加入後も掛金を増額・減額でき、経営悪化等の理由で掛金が支払えない場合には、一時的に支払いを止める「掛け止め」も可能で、経営状況に応じて柔軟に活用できます。

③受け取り時も節税メリット

共済金の受け取りは、一括の場合は「退職所得扱い」となり、掛けた

年数に応じて控除額が増え、分割の場合は「公的年金などの雑所得扱い」となり、これらの控除額を使えば、受け取る時にも節税できます。

④事業を続けながらの受取も可能

65歳以上の方で、15年以上掛金を積み立てた方は、事業を続けながらも共済金を受け取れます。

⑤もしもの時、貸付の利用も可能

もし緊急時や災害などで資金が必要となった際には、掛金合計の一定範囲内で、事業資金等の貸付が受けられます（担保・保証人は不要）。

〈加入できる方〉

①常時使用する従業員数が、商業・サービス業では5人以下、それ以外の業種（製造・建設業等）では20人以下の個人事業主または会社役員
②個人事業主の場合、事業主以外に、



事業の経営に参加し、報酬を受け取っている配偶者やご家族の方も最大2名まで「共同経営者」として加入す

ることができません。

〈掛金の前納〉

1年以内の掛金をまとめて前納しても、全額を課税対象所得から控除できますので、単年度に所得が増加した場合の節税対策としても有効です。ただし、前納は翌年の控除額を前倒しして利用しますので、翌年の控除額が減少する点は注意が必要です。

〈掛金の考え方〉

小規模企業共済は掛金を柔軟に増額・減額することができますが、途中で掛金の減額を行い、「廃業」などではなく、任意解約をした場合は受け取る予定の共済金が元本割れする可能性がありますので、加入時の掛金設定は無理のない金額にすることをおすすめします。加入時の掛金については、シミュレーションを中小機構のHPでもすることができま



お問合せ先
福井商工会議所 金融・会計相談課
0776(33)8284